

防整技第5053号
令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長 殿
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和2年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

なお、見積を活用する積算方式（見積活用方式）の試行について（防整技第7398号。28.4.1）は、令和2年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長

見積を活用する積算方式（見積活用方式）試行運用マニュアル

令和2年4月

整備計画局施設技術管理官

1 はじめに

見積を活用する積算方式（以下「見積活用方式」という。）は、建設工事の入札不調対策として試行するものであり、発注者の積算価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等がある場合について、入札公告の際に、発注者が競争参加資格確認申請者に当該工種等に係る見積の提出を求め、妥当性が確認できた見積を予定価格の基となる積算価格に反映させる方式である。

見積活用方式は、発注者の積算価格と乖離する工種等の実勢価格を把握し、積算価格に反映させるために行うものであり、予定価格の決定方法について実勢価格を考慮して適正に定めるとしている予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)の規定を逸脱するものではない。

さらに公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年9月30日閣議決定）において、発注者の責務として担い手の育成・確保のための適正な利潤が確保できるように、見積を活用するなどにより適正な予定価格の設定に努めること等が掲げられている。

本マニュアルは、見積活用方式を試行するにあたり、実勢価格を踏まえた適正な積算価格の設定及び適切な見積の提出を促進する観点から細部事項等を取りまとめたものであり、円滑な運用に資することを目的とするものである。

2 用語の定義

本マニュアルにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとする。

- (1) 見積 競争参加資格確認申請者から提出される見積価格が記載されている見積書をいう。
- (2) 実勢価格 市場で実際に取引されている平均的な価格をいう。
- (3) 見積価格 見積書に記載されている単価及び価格とし、競争参加資格確認申請者が協力会社等からの見積等を基に設定する価格をいう。
- (4) 協力会社等 競争参加資格確認申請者が採用を予定する下請会社、専門工事業者及び製造者等をいう。
- (5) 根拠資料 競争参加資格確認申請者が採用を予定する協力会社等から収集する見積書（自社施工の場合も含む）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。
- (6) 実績価格 受注者が契約後に協力会社等と契約した単価及び価格をいう。
- (7) 実績価格調査票 受注者の見積価格と実績価格を確認するための書式をいう。
- (8) 建設工事 工事の実施細目について（防整技第7167号。28. 3. 31）第2第1号に規定する建設工事をいう。

3 対象工事

- (1) 発注者の積算価格と実勢価格の間において乖離が生じ、入札不調となり再度公

告をする建設工事を対象とする。

なお、過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似工事又は発注者の積算価格と実勢価格の乖離が予測できる工種等を含む建設工事についても、見積活用方式を適用できるものとする。

(2) 見積活用方式は、入札手続の方式に拘わらず適用できるものとする。

(3) 見積活用方式の試行を行う建設工事は、その旨を入札公告、入札説明書及び特記仕様書において明らかにするものとする。

4 対象項目

(1) 直接工事費のうち、発注者の積算価格と乖離している工種又は乖離が予測される工種を対象とする。

なお、当該工種の施工に必要な仮設的な要素を含む場合は、当該仮設費も併せて見積の提出を求めるものとする。

(2) 共通仮設費又は現場管理費のうち、積み上げ分で現場条件等により発注者の積算価格と乖離が予測される項目を対象とする。

(3) (1)及び(2)に掲げる事項を入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

5 見積等の依頼

(1) 見積等（見積及び根拠資料をいう。以下同じ。）の依頼は、付紙様式第1、付紙様式第2及び見積等の提出を求める工種等の項目等を記載した見積書式を入札説明書とともに交付するものとする。

なお、見積書式は、数量公開に用いる数量書のうち、見積等を求める工種等に該当する部分により作成するものとする。

(2) 見積等の提出期限は、原則として入札公告の翌日から起算して10日以上（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）設けるものとし、見積等の提出を求める工種等の内容や規模等を勘案のうえ、適切な期間の確保に努めるものとする。

(3) (1)及び(2)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

6 見積価格の妥当性の確認

(1) 競争参加資格確認申請者から付紙様式第2により提出された見積等により見積価格の妥当性を確認するものとする。

(2) 見積価格の妥当性の確認にあたっては、取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期限の長短等を勘案するとともに、見積価格は入札時の実勢価格とし、価格上昇等を予測した価格ではないことに留意するものとする。

(3) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる根拠資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認するものとする。

(4) 競争参加資格確認申請者の都合による提出期限以降の見積の再提出又は差し替

えは認めないものとする。

7 見積価格の適用

- (1) 見積価格は、提出された見積等により妥当性が確認された単価及び価格とする。
- (2) 妥当性が確認された見積価格が複数ある場合は、その平均値を積算価格に反映するものとする。
- (3) 見積等の妥当性が確認できない場合は、発注者の積算基準類に基づく単価及び価格とする。

8 入札の無効等

- (1) 上記5(2)により設けた見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。
- (2) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

9 見積活用方式の手続の流れ

見積活用方式により手続を行う工事は、付紙第1による。

10 設計変更時の取扱い

- (1) 見積活用方式により見積価格を適用した工種等における設計変更時の単価及び価格は、原則として当初設計における単価及び価格とする。
- (2) 新たな工種等を追加する場合又は当初の条件を大幅に変更する場合における設計変更時の単価及び価格は、本マニュアルに準じて受注者から提出された見積価格を採用することができる。

11 見積価格のフォローアップ

- (1) 見積活用方式の対象工事は、見積価格を採用した工種等に係る実績価格調査を行うものとする。
- (2) 実績価格調査は、本工事の入札にあたり提出された見積に実績価格の記載欄を加えて作成する実績価格調査票により行うものとする。
- (3) 実績価格調査の実施にあたり、監督官は付紙様式第3を受注者に配布し、受注者に対して見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価及び価格を記載した実績価格調査票の提出を求め、受注者の見積価格と実績価格について確認を行うとともに、著しく乖離がある場合はその理由を確認するものとする。
- (4) 工事内容の変更等により入札時の見積価格を記載することが困難な項目がある

場合は、実績価格のみ報告を求めるものとする。

(5) 受注者から提出された実績価格調査票は、上半期（4月から9月までの期間）完成分については10月31日まで、下半期（10月から3月までの期間）完成分については4月30日までに施設技術管理官に提出するものとする。

(6) (1)から(3)までに掲げる事項を特記仕様書に追記するものとする。

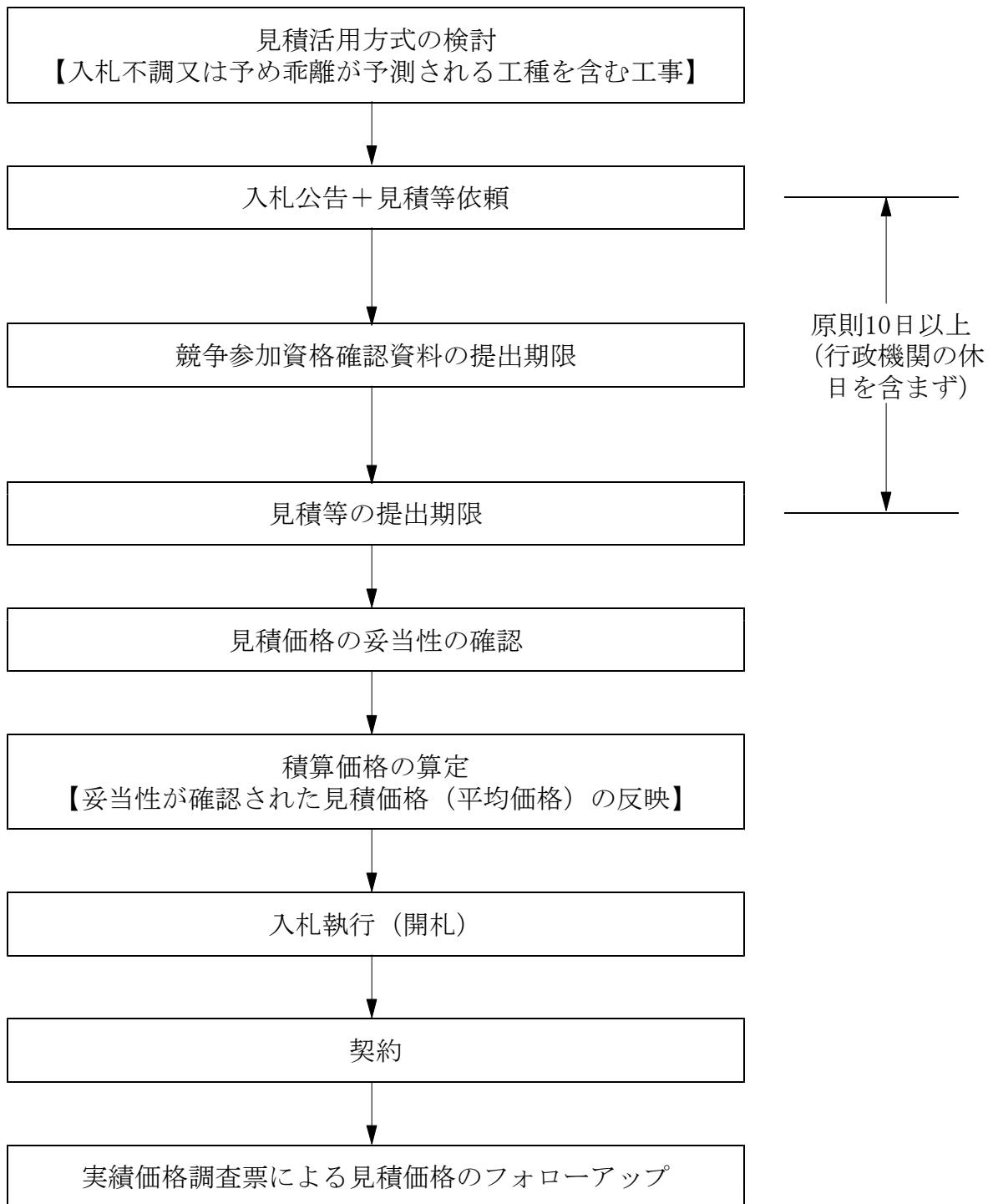
12 入札公告等への記載

入札公告、入札説明書及び特記仕様書において、それぞれ付紙第2から付紙第4の例により追記するものとする。

13 その他

本マニュアルの運用にあたり、これに抛り難い場合は、施設技術管理官と協議するものとする。

見積活用方式の手続フロー



【 】は注意点を示しているなので、本信には記載しない。

入札公告の記載例

工事概要への追記

- (○) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに〇〇〇工事、〇〇〇工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である〇〇」を記載する。】について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

その他の追記

- (○) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。
- (○) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合は、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。

【 】は注意点を示しているなので、本信には記載しない。

入札説明書の記載例

工事概要への追記

- (○) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させる「見積活用方式」の試行工事である。見積の提出期限までに〇〇〇工事、〇〇〇工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である〇〇」を記載する。】について記載した見積及び根拠資料（以下「見積等」という。）を提出するものとする。

その他の追記

- (○) 見積等の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。
- (○) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められる場合で、開札後にヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とすることがある。
- (○) 見積等の作成
見積等の作成にあたっては、交付した見積等依頼書等に従い作成するものとする。なお、見積等の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。
- (○) 見積等の提出
競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積等を、見積等の提出期限までに提出するものとする。
見積には〇〇〇工事、〇〇〇工事に対する直接工事費（必要な仮設費含む。）【共通仮設費又は現場管理費の積み上げ分の場合は、「共通仮設費（又は現場管理費）への積み上げ分である〇〇」を記載する。】に係るものについて記載するものとし、見積に明示する項目にかかる根拠資料についても提出するものとする。
ア 提出方法：上記○に持参又は郵送等により提出する。
イ 提出期間：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前〇時から午後〇時（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は、令和〇年〇月〇日午後〇時必着。
なお、見積等の提出期限と申請書等の提出期限が同日の場合又は見積等の提出と申請書等の提出が同時となる場合は、電子入札システムにより提出することができる。
- (○) 見積等の作成に関する質問
本工事の積算に必要な見積等の作成に関する質問については、次に従い提出する。
ア 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式によ

る場合は上記○に質問書（様式は自由とする。）を持参することにより提出するものとする。

イ 提出期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時から午後10時（金曜日は午後6時）まで。紙入札方式による場合は、午前○時から午後○時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。【概ね4日以上とする。】

ウ 提出場所：上記○に同じ。

(○) 上記(○)の質問に対する回答は、令和○年○月○日までに電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXにて送信する。

(○) 提出された見積等の確認について

提出された見積等に関して内容が確認できない場合は、確認できる根拠資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。

根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門工事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

工事特記仕様書の記載例

(○) 本工事は、見積活用方式の試行工事であり、実績価格調査の対象工事とする。

なお、本調査に際しては、別途監督官が指示する調査要領等に基づき、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに実際に契約した単価及び価格について実績価格調査票に記載し、監督官に提出するものとする。

〇〇〇〇工事
競争参加資格確認申請者 殿

契約担当官等

見積等依頼書

標記について、工事費算出の参考とするため、下記のとおり見積及び根拠資料の提出を依頼します。

記

1 見積等依頼項目及び条件

見積依頼工種等	入札説明書のとおり
形状寸法等	設計図面のとおり
見積書提出先	入札説明書のとおり
見積書提出期限	入札説明書のとおり
その他条件	1) 見積は、添付する見積書式（数量書）に基づき作成して下さい。ただし、これに抛りがたい場合は、適宜変更して下さい。（その場合は変更した理由を記載して下さい。） 2) 対象とする工種等の施工に必要な仮設的な要素がある場合は、仮設費についても計上して下さい。 3) 定価ではなく、入札時における実際の取引価格として下さい。 4) 消費税及び地方消費税は含まない価格として下さい。
添付資料	見積提出書式、見積書式（数量書）

2 提出を求める資料

- (1) 見積提出書式
- (2) 見積
- (3) 根拠資料（見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社等から収集する見積書（自社施工の場合も含む）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料をいう。）

3 作成にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は同種かつ直近の契約実績等、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる入札時の価格として下さい。

なお、価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。

- (2) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる根拠資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合があります。
- (3) 根拠資料により妥当性が確認できない見積は、見積価格を採用できない場合があります。
- (4) 見積等の作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行わないこととし、競争を制限する目的で他の者と価格等についていかなる相談を行わず見積書を提出して下さい。
- (5) 提出頂いた見積等は、積算の目的以外に使用しません。

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

見積等の提出について

標記について、下記のとおり、〇〇〇〇工事に係る見積等を提出します。

記

提出資料	見積及び根拠資料
その他条件	価格は、消費税及び地方消費税を除く。
問い合わせ先	会社名 担当者 TEL FAX

工事監督官 殿

会 社 名
現場代理人氏名

印

実績価格調査票の提出について

標記について、添付資料のとおり、〇〇〇〇工事に係る実績価格調査票を提出します。

添付資料：実績価格調査票

※作成にあたっての留意事項

- ① 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、見積活用方式対象工事の協力会社等との契約後速やかに提出をお願いします。
- ② 実績価格調査票は、本工事の入札にあたり提出された見積に基づくものとし、実績価格の記載欄を追加し、作成して下さい。
- ③ 見積価格は、見積に記載した価格を記入して下さい。
- ④ 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価及び価格を記載して下さい。
- ⑤ 見積価格と実績価格に大きな開差がある場合は、実績価格調査票の備考欄にその理由を記載して下さい。
- ⑥ 施工中に項目、数量等の変更があった場合は、変更後の項目、数量等に変更して下さい。また、見積価格が記載できない場合は、実績価格のみを記載して下さい。